別表六(四)の記載要領第１号中「第42条の４第１項、第２項若しくは第３項」を「第42条の４第１項から第３項まで」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第３号において「平成25年旧措置法」という。）第42条の４の２第２項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第42条の４第３項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を削り、同第３号を次のように改める。

３　「試験研究費の額　㉗」の各欄の記載に当たつては、試験研究費の額に租税特別措置法第42条の10第６項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び震災特例法第17条の５第１項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該試験研究費の額から租税特別措置法施行令第27条の10第４項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）又は第39条の44第３項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法施行令」という。）第17条の５第３項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）又は第22条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を控除した金額を記載すること。

別表六(四)の記載要領に次の１号を加える。

４　「翌期繰越額　㉚－㉛　㉜」の各欄の外書には、租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表の「法人税額超過構成額　②」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(四)付表を削る。

別表六(七)の表を次のように改める。